

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第6回）

1. 日 時 平成29年8月2日（水）14:00～16:00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館西館（金融庁）12階 第2特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，金野委員，高橋委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，藤井委員，藤田委員（計12人）  
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計12人）
4. 議事等

【山本調査会長】 皆様，こんにちは。定刻になりましたので，少し遅れてこられる委員の方もおられるようですけれども，第6回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催したいと思います。皆様におかれましては，猛暑の中，御多忙の中，お集まりいただきまして，誠にありがとうございます。

前回は，皆さん御記憶のように，非常に諮問に関わって，本質的，理念的な問題はもちろんのこと，具体的，技術的な問題についても本当にたくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。その議論に基づきまして，また，資料について修正を加えていただいているということですので，本日は，中間まとめに向けて，さらに議論を深め

ていきたいと思っております。

まず最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日、皆様、ありがとうございます。配付資料の確認をさせていただきます。

本日、資料につきましては、資料1番、たたき台の2番、それから、調査の概要という資料の3枚でございます。

参考資料に関しましては、1番から5番までございます。

もし過不足ございましたら、事務局の方までお知らせください。

【山本調査会長】 よろしゅうございますか。

それでは、議事の1でございます。制度の見直しの方向性について、前回に引き続き、議論をしたいと思えます。

まず、前回の議論を踏まえまして、事務局において制度見直しの方向性について修正を加えていただいておりますので、これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 配付資料の御説明をさせていただきます。

資料は、主に1番と2番と3番という形で御用意させていただいております。

済みません。少し順不同になりますが、資料3番を最初に御説明させていただきますので、赤い帯の紙をお出しく下さいませ。

こちらですが、文化財の地域一体での活用と地域振興に関する調査ということでやらせていただきましたものです。少し期限が短かったのですが、この企画調査会での議論を受けまして、各地域でお取り組みいただいている皆様の声を拝聴しようということで、アンケートという形で実施させていただきました。調査の対象の自治体195自治体ですが、これは歴史文化基本構想を策定いただいている市町村、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画策定市町村、それから、日本遺産の認定の市町村、重要伝統的建造物群保存地区の所在市町村ということで、少し抽出をさせていただきますと、回答率は6割ぐらいという形になっております。

簡単に御紹介させていただきます。まず一つ目、現在の取組ということですが、文化財の地域一体での活用。それによる地域振興ということで、こういった取組を行っていますかという質問をさせていただきました。

グラフにありますものは、こちらの方で少し選択肢を御用意させていただきまして、複数回答可ということで、チェックを付けていただきました。皆さん、非常に総体的に取り

組んでいただいておりますが、数の多い順に並べてみましたが、例えば、域内の文化財に関する地域住民への普及啓発ですとか、シンポジウムの開催ですとか、学校教育との連携などの様々な取組をしていただいております。

文字で起こしていますが、力を入れている取組としましては、例えば、市民に歴史に触れる機会を提供、歩いて回れるまちづくり、人材の養成、民間団体・企業との連携による空き家再生・活用、「文化財一斉公開」事業を実施、独自の町民文化財制度を開始した、屋外広告条例を施行して、景観の保持をしているといったものがありました。

今後取り組みたい事業ということでも、各地域、それぞれ本当に多様なことをお考えだということがよく分かるような内容がありました。一部だけ紹介させていただくと、例えば、一つ目、郷土の歴史に対する認識の向上等々のために、歴史案内人というのを育成したいんだとか、「デジタルミュージアム」を作りたいといった様々な御回答がありましたところです。

次のページを御覧ください。「取組の効果」ということでございます。これまでの基本構想、日本遺産、伝建、歴史まちづくり法に基づく施策等で効果的だったと思われるものは何でしょうかということ聞いております。

例えば、街並み維持ということで、景観が向上した、伝統的建造物が保存されたということが伝統的建造物保存地区の地域から出ております。それから、市民・住民の意識が高まった。計画的・統一的な文化財行政を行えるようになった。基本構想策定によって価値が顕在化し、未指定だったものを含めて、登録文化財の登録につながった。地元では当たり前だと思われていたものなど、未指定の文化財に改めて注目するいい機会になった。観光部局・景観部局において、文化財保護の視点を取り入れてもらうきっかけとなったといった回答がございました。

それから、「文化財の地域一体での活用と地域振興」のために特に重要となるものは何ですかといったことですが、これも少しこちらの方で選択肢を設けさせていただきましたけれども、多い順に並べております。青字が、地域住民の文化財への深い理解・関心。赤が、目指すべき姿などのビジョンの共有。それから、緑が、域内の歴史的・文化的資源の的確な把握などと続いております。

理由として挙げられたのは、例えば、地域住民の関心と理解・協力が必要不可欠であるということ。いつも行政が主体となっていては、自立的な展望は望めないということ。現在、地元の団体やNPOと一緒に取り組んでいるけれども、現状のままだと、事業の成立や持

続性には少し疑問があるということ。目指すべき姿が共有されなければ、着地点が曖昧になってしまうということ。それぞれが役割分担を認識しながら取り組んでいく必要があるということ。未指定文化財に対する悉皆的調査の早期実施の必要があるといったことがありました。

次のページを御覧ください。今後の課題ということで、これは全部自由記載だったのですが、定性的に集計してみましたところ、人材に関するものが一番多く、35%程度ということでした。それから、財源の不足、他部局・民間との連携、規制・制度の問題、その他ということで大体分けられるのかなと思います。

人材に関しましては、専門家・職人技術者・民間団体の人材の不足。そして、高齢化、後継者不足によって維持が困難になっている。小規模自治体ではさらに難しいということがある。橋渡しをするような人材組織の育成。個別の保存活用計画の作成と作成のための専門家の確保などが非常に困難だという御意見もありました。

財源の不足という点では、財源の不足のために必要な工事ができていないといったことや、自己負担分のことがあるので、修理に踏み切れないという所有者の方も少なくないといったことでした。

他部局・民間との連携では、他の部局との連携が、今はまだ困難である。人材や組織が協働する必要があるので、将来ビジョンを共有して、目標に向けて総合的に施策を具体化するスキームが、現時点では不明瞭であるということ。民間団体による歴史まちづくり事業との連携を密接にする必要があること。長期的なビジョンを持って地域振興を推進するNPO等の団体が確保できないということ。

規制・制度の問題としては、文化財の用途を変えて活用しようとする場合、建造物ということだと思いますけれども、建築基準法や消防法などの規制等により活用を断念するケースが多いということ。文化財に関しては、教育委員会の職務権限とされているが、全庁的に動くには難しい場合があるといったこと。

その他としても、ノウハウの不足とか、公共交通機関の関係ですとか、市民の意識、破損や盗難を危惧する声、地域振興についての皆さんでの立場の違い、歴史文化基本構想や日本遺産の考え方などと現行の文化財保護制度の下で行っている事務との考え方のそごといった御指摘がございました。

最後のページを御覧ください。企画調査会における検討についてということで、この件に関しましては、こちらの方でいつもお配りをしている資料の3といたしますのが、今回は参

考資料3という形で1枚紙で配らせていただいています。一応、これをお示しして、御意見があればということで、自由記載でお伺いしているものでございます。

目指す姿というところに関しましては、自治体で念頭に置いているものと一致しているもので、法整備が行われれば、一層これを推進していけるのではないかという御意見。また、文化財の価値を損なわないよう、保存と活用の適切なバランスを取ってほしいという御意見。文化財保護の担い手を広げる検討が必要であるといった御意見。一過性のパフォーマンスのようなものではなく、地域住民にとって文化財の活用とは何かを視野に入れてほしいといった御意見。どの市町村でも取り組めるような内容にしてほしい。時代に応え、持続可能な活用手法を制度的に緩和・支援する仕組みができてほしいといった御意見がありました。

制度の在り方としては、歴文構想に記載があれば個別計画は策定したと見なすなど、その両者の位置付けを明確にしてほしい。史跡内の現状変更等の規制緩和をしてほしい。所有者や代わりの民間団体がそのまま維持できるような支援体制を検討してほしい。民間団体との協働は不可欠と思われるが、公平性・透明性の観点を含め、解決しなければならない課題が多いのではないかという御意見。文化財部局のみでなく、都市計画部局や観光部局との連携が必要になってくる。共通認識が図れるような分かりやすい仕組みにしていだきたいという御意見。共働のシステム作りが課題であるといった御意見。交通対策、空き家対策、建物の修理、活用を行うようなNPO団体に活動を補助できる仕組みにしてほしいという御意見。活用の大前提となる文化財の調査研究・保護を担う専門分野を学んだ担当職員の不足は全国的な課題であるので、大学とも連携をしながら、体制の充実を図るような努力や支援がなければ、持続可能な取組とはならないのではないかといった御意見がありました。

ここまでが資料3番の御説明でございました。

では、資料1番にお戻りいただきまして、少しお話をさせていただきます。

「これまでの議論を踏まえた制度見直しの方向性（案）」という資料でございます。1枚おめくりいただきまして、最初に1枚付けさせていただきましたけれども、これは、これまでの文化財の取組と今後の課題というところが前提としてあるべきではないかという前回の御意見を踏まえまして、1枚作成いたしました。

文化財保護法におけるこれまでの取組に関しましては、保護法が昭和54年に成立して、その際、制定時には三つの法律などが統合されたということ。有形・無形の文化財の指定

や保護措置というのは、文化財保護法に基づいて実施されてきたということでございます。

社会情勢の変化に伴って随時改正を行っておりまして、無形の文化財の保護制度ができたり、文化財の保存技術の保護制度、登録制度などが拡充され、また、伝統的建造物の保存地区や文化的景観といった面的な文化財についても制度化され、併せて、地方分権一括法の施行に伴って、権限委譲など、地方分権にも対応してきたといったことです。

今後の課題というのは、むしろ、この企画調査会で御議論いただくべき事項かなとは思いましたが、近年における検討の中でどのように触れられているかということだけ、少し抜き出してみました。

簡単に紹介すると、平成25年12月13日の報告書の中では、例えば、他の行政部局との連携とか、専門的な人材や情報発信といったものが挙げられましたし、平成28年4月の文化財活用理解促進戦略プログラムに関する議論では、個々の文化財を点として保存するだけでなく、地域を一体的に捉えること、解説が分かりやすくなること、それから、適切な修理周期による修理や整備が必要ではないかといった議論があったことをまとめたものです。

次の2ページに関しましては、前回の会議でお示ししたものと同じになっております。

少し割愛しまして、3ページに関しましても、前回と同様のものとしております。

それから、続きまして、4ページを御覧ください。前回もお示し、いろいろと御意見を頂戴しまして、どうもありがとうございました。いろいろな懸念もあるかと思えますけれども、少し丁寧な形の資料にしていく必要があるということだったかなと思ひまして、工夫を重ねてみました。

上から参りますと、「見直しの方向性」ということですが、アクションプランの策定というところで、国による文化財の指定や支援制度、つまり現行の制度に加えてということをし少し付け足してみました。現行の制度に加えて、地域のビジョン・目標を明らかにしつつ、その文化財を総合的に把握し、保存活用するための基本計画を制度化するといったこと。また、計画を国が認定し、自治体の主体的な取組が促進されるような仕組みにするといったこと。計画に基づく取組への支援を検討するとともに、自立的な活動を発展させるといったこと。

それから、二つ目の「民間の推進主体となる法人の位置付け」ですが、ここに関しましては、3行目のところにありますが、法人の要件や自治体の指導監督などの必要な措置を検討するといったことを少し追記させていただいております。

図としてもかなり変えさせていただいております。左側に関しては、個々に文化財の保

護措置を取ってきたというところを、右側として、文化庁長官が地域の基本計画に対して、地域の主体的な活動を促進していくこと。それから、指導・助言も図っていくといったようなことを文字に起こしております。

それから、円になっているところの右側に少し文言を追記しました。地域の文化財の総合的な把握をした上で、把握された文化財の価値付けや保護措置を図る。それは、地方指定だったり、登録だったりすると思いますけれども、その上で保存・活用の計画を立てていくということ。また、民間の推進主体が事業提案などをできるような形も今後検討するといったことも少し入れさせていただきました。

次のページを御覧くださいませ。「地域共通のビジョンに基づく総合的な保存活用へ」ということで、この地域における基本計画のステップということでまとめているものです。

この上の部分は、前回のものとほとんど変えておりませんが、丸1番としては、地域の資源を総合的に把握いただき、丸2番、把握された文化財を共有し、ビジョンを設定する。丸3番、アクションプランを立てる。文化財の保存・活用を図る人材の参加を促すといったことを流れとして書いております。

その下のところですが、国へ基本計画の認定を申請し、認定された場合の特例的な措置を検討するというところで、特例的な措置の内容については、今の時点では明確な議論はもしかしたらないかもしれませんが、今後とも検討が必要な箇所かと存じます。

前回、登録文化財の制度が、今回の総合的な把握の関係でも非常に近いということや、なお一層推進していくという観点の御意見もございましたことから、「把握した地域の文化財の登録促進」を、ここに一つ新しく入れております。地方の自主的な取組を確保するとともに、登録文化財の制度、手続の迅速化を図るような方策を、今後少し検討して、総合把握した地域が、地域の文化財の地方指定をした上でということになるかとは思いますが、登録制度も積極的に活用していただくといった方策を今後詳細に検討していったらどうかなと思っております。

次のページを御覧ください。「保存と活用の関係性」ということで、先般のここまでの議論を踏まえて、では、保存と活用をどう考えていくかということで、概念整理が必要という御示唆を頂いております。その際、保存と活用は車の両輪だということでしたので、それを資料の上に表示しております。

保存と活用を「車の両輪」と捉え、その「均衡」を図ることが必要。保存状態が良好でない文化財は活用できない。文化財の価値を滅失するような活用はあってはならないとい

うことで、では、どのような形であれば文化財の保存活用の「均衡」を図ることができるか。これは、文化財の現況や文化財の種類・性質に応じて大きく異なることになり、個別の判断を要する事項であるということで、矢印の先に「保存活用計画」の作成によって個々の文化財の保存・活用のバランスの具体化を図るといったことが必要なのではないかということを書いております。

保存と活用と普及啓発ということで、少し概念整理を入れております。青のところ、「保存」というところです。修理や復旧、防災・防犯、記録作成などといったことがありますが、「保存」と「活用」で重なっているところがございますけれども、例えば、防災や防犯の対策は、保存のためだけと言うべきなのか、それとも活用する際に様々な人が中にお入りになるときの安全性確保ということもあります。保存のためなのか、活用のためなのか、どちらか一方というよりは、両方の側面もあるのではないかということで、枠を重ねております。

それから、「活用」に関しては、公開・展示ということで、鑑賞するというものや、本来の用途で利用する。これは、右の図にありますが、例えば、信仰の施設や住居になっている古民家、最近ではデパートや様々な文化財がありますけれども、そのものの用途として現在も利用されているというものがある。そしてまた、新たな機能の付加というところでは、従前の用途とは、また新しく、現代的な要請の中で価値を付加するといったことで、旧私邸だった重要文化財が、例えば結婚式の場として活用されているという例もあります。

それから、下、「普及啓発」ですが、これは少し「活用」の方に文字自体は近付けておりますけれども、例えば、標識やガイダンス施設の設置、案内板の設置等といったことは、保存のためにも、活用のためにもやっていることなので、これは「普及啓発」ということで下にくくらせていただいております。いずれにしても、これらというのは、全て文化財の未来への継承に向かった取組ではないかということで、概念整理をさせていただきました。

次のページを御覧ください。前のページでありました「保存と活用のバランスと保存活用の計画の見える化」ということで、現在も一部の文化財で保存活用計画の策定を推奨しております。少し下を見ていただきまして、「現在の取組の状況」というオレンジ色の枠がございますが、重要文化財建造物と史跡名勝天然記念物に関しては、保存活用計画ないしは保存管理計画、整備基本計画といったことを法律上ではなく、予算制度上で推進しているという状況がございます。

策定の方法、策定主体の考え方というのは、ここに書いてあるとおりですが、上の枠に戻っていただきまして、現在も一部の文化財で「保存活用計画」の策定を推奨しております。これは、今後、文化財の種類や性質にも配慮しながら、法律上の位置付け、国・自治体の関与の制度化といったことを検討した上で、所有者の方々が主体的、計画的に取り組めるようなことを促進していくといったことがあり得るのではないかと。

「必要性和期待される様々な効果」としましては、保存と活用のバランスが明らかになりますので、所有者の方々が主体的に行うことのできる範囲が明確化し、創意工夫が期待できるのではないかと。また、文化財の保存・管理の的確性が向上されるのではないかと。保存・活用方針の見える化によって、地域・行政の支援の強化ができるのではないかと。といったことです。

「定めるべき内容」として、共通事項としましては、文化財の現在の状況、所在地・所有者・保存状況等や保存管理上の留意事項、修理・公開活用の方針などといったことが考えられるかと思えます。文化財の種類や個々の文化財の置かれる状況、整備や活用方針によって何を記載すべきかということは大きく異なってまいりますので、今後、これまでの取組も踏まえつつ、文化財類型に応じた検討が必要ではないかと。また、策定主体や策定の支援の在り方といったことも併せて検討が必要ではないかということで記載をしております。

「現在の取組の状況」は、先ほど簡単に御説明しましたが、その下、「上記以外の類型の保存活用計画の必要性」ということで、ここも御検討いただければと存じます。美術工芸品に関しては、所有者やその所在の変動があることなどから、適切に管理に資する一定の方針などの作成が望まれるとは思われるものの、今後の検討が必要であろう。

また、民俗文化財・登録文化財、それから、形のない無形の文化財といったものに関しても、作成の必要性の有無、それから、記載事項などについて、他の類型も参考としつつ、検討が必要と現時点では整理をしております。

8ページですが、現在、「文化財の保存活用計画等の策定状況」ということで、簡単に表としてまとめさせていただいているものです。少し割愛させていただきます。

それから、9ページに関しましては、余り前回の表と変えておりません。個々の文化財レベルでの制度の見直しというところで、今申し上げた保存活用計画と所有者とともに、保存・活用を担う人材・組織を位置付けるといったことで、前回の資料と同等のものです。

また、最後10ページですが、「見直しの方向性」の丸4としまして、「『民』とのパートナ

ーシップ強化」ということで、実はこのパワーポイントの中に、二つほど具体的な話が入っておりましたので、その二つを改めてまとめ直した資料を作っております。

「民間団体の活躍が期待される活動内容」ということで、4ページに出てまいりました基本計画をともに推進する民間の団体さんということで、これは恐らく基本計画の策定地域に関して制度化を図られるものになっていくのかなと思います。右の矢印のところ、どのような活動を期待するのか、業務内容や公的な位置付けの仕組み・要件・指導監督といったことについても検討が必要ではなかろうかと存じます。

また、下のオレンジの枠ですが、「所有者とともに個別の文化財の保存・活用を担う人材・組織」ということで、9ページに個々の文化財レベルで出てきたところですが、今度はこちらは保存活用計画とセットとなるかと思いますが、地域計画、基本計画があるところに限らず、全国的な制度という形になっていくのかなと存じます。

右側の枠内ですけれども、「現行制度を整理の上、制度導入の範囲、新人材の要件、資質の担保、指導監督など検討が必要」と記載させていただいております。現行でも、管理責任者、管理団体という二つの制度がございまして、管理責任者に関しましては、特別な事情があるときに、所有者の方が管理を代わっていただく方として選任できるという制度になっております。管理団体の方は、所有者が判明しない場合や所有者や管理責任者の方では著しく管理が困難、不適當と明らかに認められる場合に、文化庁長官が指定することになっております。その業務の範囲は、管理・修理・公開と、管理責任者より広い分野で活躍を頂いているといったもので、おおむね地方公共団体がこちらの団体になっていただいております。

また、所有者の財産権との整理という面でも、今後検討が必要ということで、少し論点だけ洗い出しをさせていただいております。

次に資料2番について、少し飛ばしながら御説明させていただきます。

中間まとめのたたき台ということで、これまでの議論で、前回までの主な意見ということで出させていただきましたものと、この制度見直しの方向性の資料の中に入れたものと、前回までの意見を文字に起こさせていただきましたので、重複するところもあると思います。そこは、時間の関係上、割愛しながら御説明させていただきます。

まず、一つ目は検討の背景というところですが、一つ目のポツでは、文部科学大臣からの諮問があったことや、最初の検討課題として、現在の地域一体での活用が示されたということを書きました。

また、その下では、文化財は非常に貴重な財産であるということと、我が国の社会状況の急激な変化によって、豊かな伝統や文化も消滅の危機にある。これまでのような開発による消滅という危機だけではなく、担い手が不在になることによって、散逸・消滅してしまうのではないかという危険に直面しているといったこと。

文化財の活用は、その方策によっては、文化財の保存に影響を及ぼす可能性があることに十分留意は必要ですが、現在の社会状況の中では、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財もあることも認識する必要があるということ。

また、最後のポツで、文化財の継承と地域社会の維持発展を密接不可分なものとして捉えて、保存と活用を車の両輪にしまして、文化財保護制度をこれからの時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要といった形で書かせていただいております。

二つ目、「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の改善方策」というところで

1を「総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用」という項目立てで記載いたしました。

「必要性と対応の方向性」ということですが、現行の文化財の保護制度は、重点的な保護制度になっておりますが、これまで指定制度を補完するような登録制度や重伝建、文化的景観といったものの制度が創設されている。

しかしながら、少子高齢化、生活様式の変化等でこれまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や指定等文化財と一体となっている周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。有形・無形を問わず、地域の文化財やその周辺環境を総体として捉えていくこと、そして次世代へ継承していくこと、そのためにもまちづくりや地域の活性化などにも生かしていくことが必要だということです。

「このため、まず」というところでは、文化財の総合把握の必要性を書きまして、「その上で」というところでは、目指すべき方向性の明確化。大きな方向性の下に、それぞれの保存活用を考える主体や関連分野における取組を位置付けて、関係者が一致団結して取り組む基盤を作るということを記載しました。

「また」のところには、関係部局、様々なところが連携する必要がありますので、地方公共団体の総合計画の下位に位置付けられるような文化財の保存活用のマスタープランが必要ということです。

「このため」ということで、現行の指定の制度に加えて、地方公共団体が域内の文化財

を総合的に把握し、一致団結して保存活用を図る基本計画を制度化するといったことによつて、保存と活用の好循環を作り上げていくということを記載しています。

「具体的な方策」のところですが、(ア)「地方公共団体による基本計画の策定」ということで、歴史文化基本構想を計画として発展させる。法律上にその位置付けを与え、計画を国が認定するなど一定の関与の下、地方公共団体の主体的な取組が促進される仕組みを検討する。加えて、基本計画に基づく取組への支援を行っていく。

「基本計画の概要」として、市町村が、単一又は他の市町村と共同して、域内の文化財の総合的な保存活用に係る基本的な計画を作成することができることとして、基本計画には、文化財を核として、地域が取り組むべき方向性、総合的に把握された未指定を含む地域の文化財のリスト、文化財を保存活用するための方針と行動計画、市町村の総合計画との関係性、景観・地域防災など関連の深い分野との連携、基本計画の推進体制など、地域が計画を推進するに当たり必要となる事項を記載する。

また、計画策定期間については、少し検討が必要。計画策定の手続としては、市町村が協議会を設置する。協議会の中には、関係部局や都道府県や所有者さんといったものが考えられる。

当該文化財の関係部局としては、文化財担当だけではなく、他の分野からも参加が必要。

計画策定の変更に当たっては、地方の文化財保護審議会の意見も聴取が必要。

「基本計画への国の関与と地方の主体的な取組の促進」ということで、市町村が国に対して計画の認定を申請することができ、国が一定の要件を定めた上で、それを満たす基本計画を認定するなど、基本計画に一定の関与をする。

その上で、基本計画に基づく取組が円滑に推進されるよう、認定された基本計画に即して市町村の主体的な取組が促進される仕組み。これは、例えば、権限委譲などといったものが考えられるかと思いますが、こういったことを検討することが必要。この検討に当たっては、文化財の種類・性質に配慮する必要があるということを明記しました。

また、質の高い取組につなげるためには、文化財部局の職員の人材の確保といったことが重要だということも記載しております。

「総合的に把握された文化財の位置付け」のところですが、把握された文化財は、市町村で適切に価値付けをしていただきまして、保護措置を図っていただくことが必要ということで、把握した文化財のうち重要なものは地方指定していただく。また、地方指定以外の文化財に関しても、その価値に鑑みて、保存活用のための措置、必要なものに関しては、

登録文化財にさせていただくということを記載しました。

「登録文化財制度の積極活用」ということで、先ほど、資料1に記載しましたが、今回の制度見直しにおいても、登録文化財の制度をより一層活用していく仕組みが有効ではないか

また、「景観法等の他法令も活用した面的な保存活用」というところですが、建造物や史跡などのより適切な保存活用を図る観点から、文化財の周辺環境についても当該文化財の必要不可欠な要素として捉え、文化財を核として周辺環境を保全する重要性が高まっている。

文化財の周辺の景観について、景観計画上でも位置付けるなど、まちづくり行政と並行して基本計画が推進されるように整合を図る仕組みの検討が必要といたしました。

また、「民間の推進主体となる法人の位置付け」のところですが、これも資料1の中に記載していたところです。これから活動を活性化していくに当たって、民間領域における活動が積極的な役割を果たすということを踏まえ、多様な取組を持続し、地域とともに発展していくために、民間と公的機関が地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むということが必要であると記載しております。

一番下のポツで「例えば」とありますが、基本計画の趣旨に沿って、地域の文化財の総合的な保存活用に資する事業を自立的に推進する法人・事業について、地方公共団体が一定の要件や指導監督の下、指定・認定するといった仕組みが考えられるということです。

5ページ、最初のポツですが、このとき、文化財の価値の消費ではなく、文化財の継承につながる取組であることをどう担保するか。公平性などの観点も踏まえたパートナーシップを結ぶ団体の要件や資質のチェックの在り方も今後検討が必要としました。

活用を中心とする法人には文化財保護の知見を持ってもらうなど、資質の向上、それから、このような取組を担う候補となるような団体の育成も重要だということを書かせていただきました。

保存と活用のバランスが明確となり、それぞれの文化財の種類や現況などの特性に応じ、主体的に取り組める内容と、保存の観点から取り組むべきではない内容の「見える化」が図られることが必要ということは明記いたしました。

次が、(3)番、「基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」ということで、これに関しましても、これまでの意見の中で出てきたものをこの項目の中に整理させていただいております。

基本計画の仕組みを導入するためには、文化財の御担当の職員の人材確保、資質向上が必須だということを記載しました。

「また」のところでは、保存・活用のバランスですとか、文化財を活用するに当たって前提となるような保護措置など、前提となるような事柄を文化財部局に限らず、地域の地方公共団体の担当部局全体で共有することが必要といったことを書きました。

また、次の段落では、歴史文化基本構想策定地域などで、地方公共団体が非常に積極的な役割を果たしていますので、そのような地方公共団体の積極的な役割や任務が必ずしも現行の法制上明らかになっていないので、改めて明確化する。

また、都道府県教育委員会に置くことができるとしている「文化財保護指導委員」についても、役割の拡大を考えること。

また、行政の主体性向上を実効的なものとするため、文化財部局に専門的職員を置くといったことも必要であること。

今後、基本計画に基づく取組に係る地方公共団体の推進主体において、都道府県と市町村と役割分担を含めて、引き続き検討が必要という形にいたしました。

「なお」というところでは、文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要ということで、これまでの御議論がありましたので、記載しました。

ここで、事務局でただし書きを付け加えましたが、平成25年12月13日、今回の企画調査会の前に行っていた企画調査会においては、「今後の文化財保護行政の在り方について」という題名の報告が出ております。この際にも所管の問題に関しましては検討がなされておりました。その際には、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の四つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされておられます。その四つの要請の内容が、「専門的・技術的判断の確保」や「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」といったことを挙げています。このため、これらの要請に対応できるような仕組みも併せて検討が必要かなということで、事務局で追記させていただきました。

2番、「保存と活用を車の両輪とした個々の文化財の確実な継承」ということで、「必要性和対応の方向性」として、1のテーマや方向性も踏まえながら、個々の文化財レベルに関し

でも考えましようということです。

「このため、まず」ということで、保存と活用のバランスを明確にするということ。

文化財保護法は所有者に対して、所有する文化財を公共のために大切に保存することと、できるだけこれを公開する等、文化的活用に努めることを併せて求めているのですが、保存状態が良好でなければ、活用が困難な場合も多くなってまいります。

一方で、文化財を保存し、継承するには、文化財の活用・理解促進も不可欠ということで、活用に関しては、文化財の価値に影響を及ぼさない活用の方策は非常に難しいといった声もありますが、保存と活用は相反する場合があるものの、単純な二項対立ではなく、車の両輪として次世代への継承を実現するために、保存活用バランスの明確化、保存と均衡した活用のノウハウ、適切な環境の整備が必要ということを記載しております。

ただし、これらに関しては、一般的な考え方は非常に困難なので、できる限り個々の文化財の単位で明確化すべきではないか。

また、文化財の担い手を広げるための措置を検討することも必要ということで、現行の法の中では、基本的には所有者等に委ねられておりますが、今後の社会情勢を踏まえて、文化財の保存活用を支えるようなノウハウを持った支援者を形成していくことが必要となりました。

「具体的な方策」のところには、「文化財の保存活用の計画等の作成」ということで、先ほど資料1で少し御紹介した内容を記載させていただいております。

次のページ、「このため」という7ページの上の段落です。「保存活用計画」を法律上に位置付け、国・地方公共団体による計画策定への関与を制度上明確にした上で、所有者の主体的・計画的な取組促進を図ることが必要といったことを書いております。

その下は、先ほど御説明した内容に非常に近いので、少し割愛させていただくとともに、第6回会議、本日の会議を踏まえて、少し追記していこうと思います。

また、「所有者とともに文化財の保存や公開活用等を担う人材・組織の位置付け」ということで書いております。日常的な維持・管理を所有者等だけに委ねるのではなくて、支援者の層を作っていくといったことを記載しております。

四つ目で、「このため」ということで、所有者とともに文化財の保存活用を担う人材・組織を位置付けることが必要。現行の制度の見直しも必要といったことを書いております。

最後のポツですが、文化財の継承に万全を期すために、新たな人材の「質」をどのように図るか、文化財の保存活用に知見のある人材育成にどのように取り組むのかなど、今後

の検討が必要といたしました。

また、(ウ)(エ)に関しましては、美術工芸品のワーキングの検討状況を踏まえて追記していこうと思っておりますけれども、「国宝・重要文化財の適切な公開の在り方について」や、「文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備」といったような、現在、美術工芸品ワーキングで検討いただいているような事項を、少し芽出しをさせていただきました。

また、「その他推進すべき施策」として、「美術館・博物館の重要性」というところで、これまでも議論いただいていたものを記載するとともに、美術工芸品ワーキングの検討状況を踏まえて追記をしていきます。

また、「先端技術と連携した文化財の活用や文化財の価値・魅力の発信強化」といったところでは、復元建物に関してこれまでであった議論の内容を入れましたものと、美術工芸品に関しましても、ワーキングの検討状況を踏まえて追記をしたいと思います。

「中長期的観点から検討すべき課題」のところでは、これまでの検討の中で、様々な御意見を頂いております、できるだけこの中に盛り込んでおりますけれども、中には今回の短期間での検討では早々解決まで至らないかなといった課題もございました。今回の検討では、「文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度改革」ということをテーマに扱っていますが、これ以外にも多くの重要な課題がありますので、具体的な取組を検討していくといった、特に重要な課題に関しては、現在検討している事項を第一次取りまとめとしまして、その後、速やかに検討に着手する事項とすることが必要ではないかということで、例えば、文化財を守る技術、職人、原材料、それから、幅広い知識と高度な技術・技能を要する文化財修理の職人に関して、次のページに行ってくださいまして、文化財行政に携わる人材、学芸員等の育成、研修機関の在り方、近代の文化財の保存と活用の在り方といったことで、現在までに出ているものをできる限り記載しましたが、これ以外にもあれば追記いただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

今、お聞きになりましたように、前回、我々が出しましたいろいろな意見を反映していただいて、資料の補強、あるいは修正をしていただいております。あるいは、資料3で御説明がありましたように、自治体の調査をやっていただいております、我々の議論が自治体の実情をかなり反映しているというものであることも示されたと思います。

それでは、ただいま説明がありました資料1、制度見直しの方向性と、資料2、中間まと

めのたたき台について、特に中間まとめに向けて議論を詰めていきたいと思いますので、各委員から御意見を頂きたいと思います。

発言の際には、今の資料のどのページのどの部分に関するものであるかということを示していただいて御発言いただくと、今後の進行が円滑に行くと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、亀井先生から、どうぞよろしくお願いいたします。

【亀井委員】 資料2のたたき台、これまでの議論をよく分類されていると思うんですが、字句で気になるところがございます。

まず、1ページ目、下から二つ目のポツです。「保護措置を図る重要伝統的建造物群保存地区・文化的景観の制度の創設など」となっているんですが、「重要」それから、「保存地区」は要らないと思います。文化財の種別で言うと、「伝統的建造物群」、それから、「文化的景観」になっていますので、そこは直していただきたいのが一つ。

それから、4ページ目の二つ目の丸です。景観法が例示されておりますけれども、これよりも、歴まち法の方が歴史文化基本構想の計画化ということを主張するんだったら、より適切かなと思うので、非常に長い法律の名前ですけれども、訂正していただければと思っております。

それから、6ページ目、下から2行目です。「現在も一部の文化財で」ということになっております。これは、一般の人にも公開される文書になりますから、「史跡や建造物等」と具体的に例示して、要するに、不動産関係の文化財ではこういうことをやっていることが明示されるといいかなと思います。

以上が気が付いたところでは。

またきのう、ほかの先生方に約束してしまったもので、意見を言わせていただきます。

実は、きのう、文化財機構の運営委員会がございました。15名の先生方から文化財機構の将来の在り方まで含めて、いろいろ指導いただく委員会があったわけです。その中で、今盛んに議論されているようだけれども、文化財保護法の改正が非常に気になる。要するに、ちまたで聞くところによると、活用が余りにも前面に出過ぎている。美術館、博物館の方では、保存があって初めて成り立つ事業展開であるので、両輪ということは理解はするだけれども、実際に走り出すと、経済効果を上げるためにどんどん公開しろということで、発展すると物が傷んでしまって、結局、消費財になってしまう。それだけは避けることで、ここにも「性格に応じて慎重にすべきである」と書いてありますけれども、それ

をもう少し強く言っていただきたいという懸念を非常に持っておられました。

15名の先生のうちの過半がそういうことを言うておられましたので、そういう議論もあったということを、冒頭言わせていただきます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

では、具体的なところで御意見があれば、どうぞよろしく願いいたします。

西村先生、どうでしょう。

【西村委員】 西村です。2回ほど欠席しまして、申し訳ありません。その間に議論されているかもしれないので、重複してしまうかもしれません。

まず、今の亀井委員のお話なんですけれども、多分ほとんど活用に関しては、不動産の文化財とそうでないところで、状況がかなり違うので、うまく書き分けてもらった方がいいのではないかと思うんです。

不動産の文化財のことを考えると、活用がないと、なかなか保存がうまく行かないという側面が非常に強い部分があるわけです。たくさんの修理費や国費が投入されておきながら、そのものに行けないとか、見られないということは、そもそも税金の使い方としてどうかということもあるので、かなりの部分は、活用こそが保存につながるんだという部分があります。

ただ、それは不動産文化財固有かもしれないので、まずはそのところをうまく書いていただきたい。

それから、もう一つは、文化財は重要性によってもかなり違うので、例えば、建造物のことを言うと、文化財は指定されていなくても文化財は文化財なので、非常に広く活用したり、そのためにいろいろうまく変えていく部分もあっていいわけですね。ところが、どうしても凍結的に保存したいものもあるわけなので、本質的な価値が何なのかということに関わってくると思います。その辺の書き方も必要かなと思います。

それから、基本計画に関しては、私もいろいろこういうことを思っていたので、いろいろな形で取り入れてくれて、本当にありがとうございます。

ですから、全体としてはこういう方向でいいのかなと思うんですけれども、一つは、具体的に計画を立てたときに、地方公共団体の側で、どれくらいやってくれるか。どれくらいメリットがあるからやってくれるかということになると、今ここに書いてあるのを見ると、権限委譲のようなことがメインなんです。

ですから、ある程度の権限、文化庁から権限を委譲されて使い切れるぐらいの、ある規

模の自治体はそうかもしれないけれども、これは、基本的な調査まで作ることが前提でしょうから、そうなってくると、権限委譲だけでは小さいところはなかなか対応できないのではないかなと思うんですね。

だから、もう少し前向きな支援措置といいますか、それだけではなくて、単体の保存活用計画がこの中にうまく位置付けられることによって、全体としてそういうものができたことになるとか、いろいろな形の工夫があり得るかと思います。少しインセンティブが見えにくいかないかなと思いました。

それともう一つ、その中で、バッファゾーンみたいなところの扱いで、ここでも周辺地域も扱うんだということが書いてあるので、私は大きな方向として、バッファゾーンをきちんと位置付ける。これは中期的な課題というのがあると思うんですけども、恐らく今すぐは無理ですけども、文化財の一つにでもするぐらいの方向があって、その一歩として、特に国土交通省の管轄のいろいろな法律のある部分を重ねていくということの第一歩がこれになるというような大きな方向感覚を持っておく必要があるのではないかなと思うんですね。

世界中の文化財保護法に当たるもので、周りを守ることをちゃんとやっている方が多いぐらいなんですね。ドイツもそうです、フランスもそうです、カナダもそうです、お隣の韓国ですら、日本の文化財保護法を1960年代にコピーして作った。そんなことを言っただけは悪いかもしれないけれども、現実なので、戦後までずっと日本の文化財保護法を使っていたわけです。

作った中に、100メートルの範囲はちゃんとコントロールできるような仕組みになっているんですね。ですから、我々がオリジナルなんだけれども、それを改善している部分があるんですね。ですから、私は最終的には、何らかの形で文化財のあるジャンルにするつもりで、それを計画の中にきちんと位置付けて、まずはこの中にあるような景観法みたいなものでカバーするしかないかもしれませんが、方向としてはそこまで行くんだというビジョンがあっていいのではないかなと思うんですね。

それから、もう一つは、そこと関連してです。歴まち法との関連というのは非常に見えにくくて、ここにも何も書かれていないわけなんですね。私は、先ほどの亀井委員の考え方と少し違って、ここに書くのは、やはり景観法ではないかなと思っているんですね。

つまり、歴まち法の計画は、まさにアクションプランなので、10年たったらどうなるかわからないわけですね。消えてしまうかもしれないし、改正されるかもしれないので、こ

ちら側が法定計画だとすると、向こうもきちんとした法定計画の中で位置付けてもらう方が必要かなと思います。

ただ、歴まち法の計画は、これと非常に似ているので、具体的にどう違いを際立たせるのかというのが、すごく大きな課題だし、恐らくは自治体でも、どう違うんですかと、一番問われるのではないかなと思うんですね。そこをきちんと整理する必要があるのではないかなと思います。

現実的には、こちらはマスタープランで、文化財がコアになっていて、もう少し広いところまで行くという意味で言うと、歴まち法のように、アクションと絡んで、今あるものでしかないというのは状況が違いますし、予算とも絡まないで、違いをはっきりと出せると思うんです。そこは割合意識して、どこかに書いておかないと、実際、歴まち法の歴史的風致維持向上計画を作って、こちらをまだ作っていないところとか、両方作っているところとか、様々なので、非常に混乱を招くのではないかなという感じがしています。

それと、最後ですけれども、様々な活用の団体を法律の中に位置付けていただくというのも非常に重要なことだと思います。そういうふうに書いていただいているので有り難いんですけれども、基本的な考え方としては、ここにある、きちんと公に資するような活動をしているものを法律が認定することによって応援する。そのことによって、活動が盛んになる。つまり、これだと、どこまで民間に開放するかとか、民間とのバランスをどう取るかということになっている。むしろ、こういう法律ができることによって、そうしたボランティアで、なおかつ文化財に非常にシンパシーがあって、公共的な意味合いを持ったNPOのような活動がずっと広がっていくんだ。それを法律が応援するんだという感じが必要なのではないかなと思うんですね。

私は今までの意見書にも書きましたけれども、歴まち法の中にでも、それから、景観法の中でも、都市緑地法の中でも、そういう意味での団体の位置付けがされて、それが割合、最近の民間をいかにエンカレッジするかということにつながっていくと思うので、何かそういうスタンスで表現していただけるといいかなと思います。

少し長くなりましたけれども、以上です。

【山本調査会長】      ありがとうございました。

非常に重要な点を示していただいたと思います。前2回でも、文化財という同じ言葉を使いながら、かなり性格も違うし、法の扱いも違うので、これは厳密に区別しなければいけないということは出まして、この中でも大分反映していると思いますけれども、亀井委員

が御指摘になった点も含めて、これは企画調査会ということで、一応我々に任されていることがありますので、必要で重要なことは全て書き込んで、事務局としてはきつといろいろなことが頭に浮かんで、書きづらいことも我々としてはどんどん出すことによって、文章としては120点ぐらいの文章をちゃんと作って、実際に運用の際には、また、法律になる際には、いろいろなことが加わってくるんだと思いますので、ここはやむを得ないとしても、レポートとしては、やはりしっかりしたレポートを作るのが使命ではないかと思っております。自治体の問題も含めて、こういうことが望ましいんだということは、ちゃんと中身で盛り込めるような議論をしてはどうかと思っておりますので、どしどし御意見をお寄せいただきたいと思います。

はい、では、藤田委員から。

【藤田委員】 先ほどの議論の続きになるかもしれませんが、1ページの1の最後のポツです。「文化財の継承と地域社会の維持発展は密接不可分」ということなんですけれども、現実には少子高齢化といいますか、地域がこれからどうなっていくかという瀬戸際にあるところで、維持発展と密接に不可分と言われてしまうと、文化財の継承の方が危なくなりそうな気がするので、これは、やはり「地域社会の今後の在り方と密接不可分」ぐらいにしないと、発展しないんだっただけできないんですかということになるような危惧があって、力を入れ過ぎではないかと思って、少しコメントさせていただきました。

それから、3ページ目の丸の二つ目、「基本計画への国の関与と地方の主体的な取組の促進」ということなんですけれども、ここには「市町村は」と書いてあって、県が出てこないです。県の方は、「文化財保護指導委員」というものが置かれるということなんですけれども、先ほどの話に続くんですけれども、市はともかくとして、町や村に権限委譲して、主体的な取組をやれと突然言って、極端な話、中央集権的に国である文化庁が全部指導するんだという、なかなか付いてきてくれないのではないかというおそれというか、村の人たちが地元のをどうしようと言っても、なかなか人材もいなければ、そういう資金もないというところです。例えば、国の次の県が、どの程度バックアップできるかというのを考えていただけないかなと思った次第であります。

それから、最後の9ページです。「文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のため」ということです。前回も少し発言させていただきましたが、学芸員さんの研修を、是非何か位置付けていただきたいと思っております。それは、今回改正予定の文化財保護法についても、余り直接的な教育を受けているとか、そういうことではないという御発言もありま

した。また、私の関係する建築士であれば、いろいろな事件があったせいでもありますけれども、3年に一度の定期講習というものがあるわけです。

そういう制度がそのとおりに使えるとは、とても思えませんけれども、例えば、東京文化財研究所で研修を5年に一遍ぐらいやって、そのときに、今の文化財保護の新しい法律の動きとか、考え方の動きについて、少なくとも研修を受けていただくようなことをしないと、学芸員さんも今までの路線でずっとやっていると、なかなかうまく行かないのではないかと、という危惧があります。別に学芸員さんが嫌いなわけではないんですけれども、とにかくそういうことも書き込んでいただければと思っております。

以上です。

【山本調査会長】 では、藤井委員。

【藤井委員】 前はいろいろな意見を申し上げましたけれども、ポンチ絵の従来の文化財保護法がマイナスのイメージを与えて、今回プラスというのが、相当入りましたので、それは大変いいんです。でも、ポンチ絵の左側の従来の法律がホットなイメージが少し足りないんですね。これは、新しい法律がピンク色というか茶色で、ほんわかした感じで、これも下は同じような色が付いていいんですね。非常に重要な法律で、要するに国の文化財はきちんとやってきた、守ってきたんだということを強調するべきです。

それで、三つありますけれども、一つは、「保存と活用が車の両輪」という言い方と、「保存と活用のバランス」という言葉が出てくるんですけれども、「バランス」と言いますと、例えば、100というパイがあったときに、保存が80で活用が20で、80で20であるのを50・50にするのかみたいな印象を与えるんですね。ですから、文化財保護が後退してしまったら、元も子もないのであって、活用というのは、それを上乘せしていくんだと。社会的に、そういう形で上乘せしていくというふうに考えるべきですね。だから、「バランス」という言い方にすると、従来型のやり方を減らすというイメージをすごく与えやすいので、上乘せしてほしいということを強調していただきたいと思います。

これは、地域にとって、まさに従来型のきちんとした保存、それから、それが少しずつ大きくなっていくという仕組みに上乘せすれば、これ以上の理想的な次のステップが踏めるのではないのかと思います。

これが、まず一つです。

それから、3ページの上の方です。これは、地域の計画の期間についてなんですけれども、文化財の価値、評価というのは、徐々に変わってきます。それから、全体の問題を捉えた

ときに、そのバランスが変わってきます。ですから、例えば、5年とか、10年とか、基本計画があつたら、持続的に見直していかなければいけない。そういうことを書いておいていただきたい。

それから、もう一つは、ほかの先生方もおっしゃるように、権限委譲というのに問題があるんですけども、建造物のような世界を考えると、とても権限委譲ができるように思えない。登録制はいいんですけども、重要文化財の指定というのは、権限委譲はとてもできないので、これを権限委譲とおっしゃるのであれば、人材確保。地方における人材をきちんとそろえる、確保するということと必ずセットにならないといけないので、単に「権限委譲」と言っても、ほとんど意味が出てこないのではないのでしょうか。

以上です。

【山本調査会長】 活用という話も、最近活用というと、経済的効果を目指しているような話になりますけれども、普及啓発という部分も、まだまだ十分ではなかったということがあるので、活用というより、市民の学習に寄与するということも非常に重要なことなので、そんなことも含めて、やはり強調した方がいいかなと思います。

【藤井委員】 私も全くそう思います。

【山本調査会長】 では、中川委員、どうぞ。

【中川委員】 大体各委員がおっしゃられたようなことと似たようなことになるのですが、まずは、アンケートを見て思ったんですが、このアンケートを実施した先が、いろいろな行動計画を既に作っているところですよ。つまり、それを作る能力、ポテンシャルを持っているところだということです。問題は、それ以外なのではないかと思っています。

それで言うと、先ほど出た4ページのポンチ絵ですけども、ここで重要なことは、真ん中の三角の矢印が書いてあるところに、「現行制度に加えて」と、つまり付加なんだということなんですよ。だとすると、右側の新しい保存活用に係る基本計画を文化庁長官が認めてというやり方は、確かにある程度ポテンシャルのある、そういう自治体であれば可能でしょう。だけれども、そうではないところはどうするんだという話にどうしてもなってきますよね。そう考えると、やはり左側の現行制度というものの見直しも必要なのではないかな。

つまり今の現行制度、例えば、修理費用の国庫補助などについても課題は大きいです。国宝や重要文化財では半額が国庫補助で、後は地方行政からも何割かの補助が出たりするわけですが、残りが、例えば「自己負担がたった2割でいいんだよ」と言っても、実は全体

の金額は精緻な修復を行うため莫大になるので、たとえ2割でも負担が非常に多い。その背景には選定保存技術の制度があるだろうと。つまり、この業者ではないとできませんよという話になると、ずっと単価が上がっていくわけですよ。このことは修理の質を担保するという意味では重要ですが。

前回、言いましたけれども、指定文化財の制度は大変よくできているとは思いますが、やはりもっと広げていく。つまり保存と活用ということを考えて、地域と一体となったという文化財の在り方を考えたときに、地方行政で担えないものを直接文化庁が指導するか、選定するような形も必要になってくるわけですよ。そのときに、今の指定を中心とした文化財の制度でいいのかどうかということの議論も必要なのではないかと強く思います。

【山本調査会長】 さらにいかがでしょうか。

【岩崎委員】 資料2の「検討の背景」について前提というのが必要ではないか。文化財とは何かということをどこかで明示することが必要ではないでしょうか。

1の二つ目のポツと、それから四つ目のポツが、文化財とは何かというところに当たると思いますが、昔の人が残したものだから、それは貴重であって、将来に残さなければいけないという話を書いてあります。それは正しいんですが、何となく少しずれているような感じがしています。

それはどういうことかということ、この件で委員になって、周りの人に「文化財とは何か」「なぜ残さなければならないのか」と聞くと、「自分のものではないからだ」という答えが返ってきます。

それはどういうことかということ、預かりもの、という感覚なんですよ。個人の所有物であっても、それは先人の残したものであって、たまたま今自分のところであって未来に継承していくべきものであるということです。そこにあるのは、私たちの社会は、1000年前、もっと前から続いていて、そして、それをまた先に続けていくという、共同体の、今ある私たちをつなぐだけではなくて、時代を超えて社会をつないでいくような、過去と未来をつなぐバトンのようなもの、という前提です。そこに残さなければいけないという理由があると思うんです。

このような、文化財とは何なのかということ、もう少し先生方の間で議論をして、この「検討の背景」のところの基本調査会としての意義付けといいますか、そういうものを是非入れてほしいですし、入れるべきではないでしょうか。

こうした前提があれば、今後、文化財の問題をどんなふうに考えていったらいいのかということが、おのずと見えてくる部分もあるのではないかと思います。

もう一つ、先ほど、保存と活用という、対立的に捉えることの是非について議論がありました。私もそれは少し違和感を持っているところです。保存を重視すると活用がおろそかになるとか、活用を重視すると保存の部分がおろそかになるという二項対立的な議論になるので、せっかくこういう形で文化財保護法の改定を視野に入れた議論をするということであれば、少し新しい言葉でもって、今私たちが何をしようとしているのかということをも明記したらどうかと考えています。

今回の中間まとめたたたき台の中に、「継承」という言葉がすごくたくさん出てきますが、「継承」という言葉は様々な性質を持っている文化財に対して有効なのではないかと思えます。継承のためには、保存を重点に考えた方がいいものもあるでしょうし、活用しないと保存できないものもあるでしょうし、多様な文化財をすべて含み込むような、対立的ではない概念を提示してはどうかと考えました。

それから、「検討の背景」に関して、2015年にユネスコが出した「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」を参照してはどうでしょうか。私たちの議論が、今世界で文化財に関わって検討されている中でどんな位置付けなのかということも視野に入れながら検討することも重要だと思います。

勧告では、博物館あるいは文化財を、観光振興などに役立てる必要が明記されていますが、その一方で、利益の創出に高い優先度を置くことに警鐘をならしています。やはり今の時代に法律を変える方向で検討するのであれば、国際標準といえますか、そういうことは念頭に置いておく必要があるのではないかと考えました。

あと、2ページ目なんです。上から一つ目になるんでしょうか。「このため」と書いてあるところです。近年の文化財行政では、伝統的建造物群とか、全体を面として捉えるということが、推進されてきたと思いますが、そこで重視される「ストーリー」というのが気になっています。日本遺産の場合もそうですが、ストーリーにかなうものは、保存の対象になるけれども、ストーリーから外れたものが置き去りにされる恐れがあるからです。その地域の歴史というのは、ストーリーに収まりきれない多面的なものなので、むしろ点として把握した方が、万遍なく様々なものに網を掛けやすいのではないかと思います。この「ストーリー」が、どういう趣旨で入っているのか少し気になったところです。

「具体的な方策」というところにおいては、地方公共団体に対して、権限委譲などある

種の主体性を求める以上は、そういうものをチェックしていくような機能や助言していくような機能が不可欠だと思います。3ページの上の段の丸印の下のところに、文化財保護審議会があげられていますが、恐らくそれほどの権限が与えられていないと思いますので、この辺の制度設計は考えていく必要があるのではないかなと思いました。

あと、長くなるんですけども、5ページ目と6ページ目です。5ページ目で、民間の団体の活用があげられていますが、それ以上に大事ではないかと思っているのが、(3)の最初のポツです。「文化財担当職員の人材確保と資質向上など、地方公共団体の推進体制の充実」というのが、極めて重要だと思います。日本遺産に関わっておられる自治体の人から聞いたところによると、日本遺産に採択されると、自治体の文化財保護課の人が、そちらに取られてしまう、というのです。

日本遺産をやるのはいいが、では、文化財保護の方はどうなっているのか、というと、そちらは、もう完全にお留守になっていて、結局、地域振興と文化財保護が両立しないというのが現状だそうです。自治体は、経済的に逼迫していますので、人的不足は深刻です。

前回の会議に、尾道が、ヒアリングにこられました。取り組みはすごいと思うんですが、一方で、もともと考古の文化財保護の担当の方がまちづくりを担当された結果、考古資料の保護はどうなっているんだろうなど、すごく気になりました。

この辺でこ入れといいますか、民間を育てることも大事ですけども、自治体をいかに支えていくかということは、より重要だと思います。とりわけ、文化財保護ということにおいては、公共財という面がありますので、やはり自治体、国の役割が非常に大きいと思います。

この5ページ目の(3)の下から2番目のところに、文化財保護の所管を教育委員会から首長部局に移すというお話が書いてあります。これも、事務局側から「ただし」以降を入れていただいているんですが、やはり慎重になった方がいいと思います。

首長は、基本は任期4年ですが、文化財保護は長期的な視野に立って、100年後、200年後、1000年後を考えながら取り組む必要があります。このような長期的なスパンで物を考える必要があることに対して、4年ごとに、例えばこの首長は戦国時代が好きだから、そこを中心にやろうとか、いやいや、明治維新だとかという形で、ぶれてしまっただけでは、統一的な保護ができません。

その時々の中長期的な影響を直接受けるような形ではない方がいいと思いますのでこの書きぶりが少し気になりました。

あと、長くなって済みません。6枚目なんですけれども、下の方の保存活用計画について、  
美工や民俗文化財にも導入するというのですが、制度設計は、今後、慎重に検討を進め  
ていく必要があるだろうと思います。とりわけ、地域の衰退が著しい中で、今後の日本の  
文化財を継承していく上では非常に重要なところになっていくのかなという気がしていま  
す。

済みません。長くなりました。以上です。

【山本調査会長】 貴重な意見、ありがとうございました。

私も、今お聞きしながら、これまでいろいろな方の議論にも出てきたんですけれども、  
したがって、文化財というのを非常に具体的に、いろいろな多様性を想定しながら考えな  
くてはいけないという話になってきていると思います。

文化財保護法を新しい段階に展開するということですので、今まで文化審議会等でも、  
この審議会の歴史の中でも、恐らく文化財とは何かという議論はずっとされてきていると  
思うので、ある意味で言うと、文化財の再定義というか、新しい段階における再定義。ユ  
ネスコのお話もありましたけれども、国際標準の中での再定義ということが、やはり要る  
のかなと思います。

保存と活用というのも、理念的には最初から定められていたようなんですけれども、保存と  
活用も、ある意味で再定義というか、それは「活用」という言葉でいいのかどうか。もっ  
と適切な言葉がもしあり得るとすれば、我々として知恵を出して、ふさわしいものを創り  
出すということも我々の仕事かなと思って聞いておりました。

それから、自治体の問題は、これも繰り返し出てくるんですけれども、私も自治体の問  
題をずっとやってきている目からすれば、自治体は極めて衰弱しているというか、非常に  
厳しい状況で、いろいろな面で追い込まれているので、なかなか行政だけで語れないのが  
非常に難しさがあると思うんです。誰がやるにしても、望ましいのはこうだということ、  
あるいは、これが大切なんだということはしっかり書いていくことが、恐らく重要だと思  
っておりますので、その点も各委員の方々からいろいろ重要な点については、繰り返し御  
発言願えれば有り難いと思います。

田辺さん、それから、原さんからどうぞ。

【田辺委員】 私は、美術工芸の方なんですけれども、ワーキングにも出させていた  
だいていまして、ワーキングで話されていることと、こちらで話している内容と、どうやっ  
てかみ合っていくんだらうという不安も、実は感じていたようなところがございます。や

はり美術工芸の立場からすると、保存、修復あってこそその活用という立場が強調されると  
思いますし、こちらでは不動産中心にお話が進んでいるようにも思います。活用がないと  
保存が進まないということも、ゆっくりな理解で申し訳ないんですけども、理解できて  
きたところですよ。

そして、本来と付けるべきかどうかは分からないんですけども、地域一体となってと  
いう文化財の保存活用ということでは、やはり地方公共団体の役割は、本来は大きいんだ  
ろうと思います。きょう、アンケートの結果ということが出てきて、今まで出てきた資料  
でも、一番共感できるような課題と定義されているので、是非また議論していただければ  
と思います。

私の立場からしますと、まずは、地域の文化財の悉皆調査で国宝、重文、指定品以外の  
文化財にどういうものがあるかということを一覧アップしていくということは、それぞ  
れ大事だと思うんです。

やはり、今メインになっている地方自治体と言っているのは、教育委員会の文化財課の  
ようなところが中心になっていると思うんですけども、地域によって非常に差がある  
ようにも思います。意識も予算も人材も大分違っているところがありますので、私が美術  
館に勤めているせいもありますけれども、地域によっては美術館・博物館がそういう役割  
をある程度担っていくということは大事なのかなと思います。

ただ、文化財保護法の中で、美術館・博物館の位置付けというのが特にないものではな  
ら、そこまでここでの議論で深まるかどうかは分からないんですけども、一般の人々  
にとっては、美術館・博物館はとても分かりやすい開かれた組織なので、ある程度日常的  
にも、市民の方が持っていらっしゃるものを鑑定してもらえませんかという、鑑定までは  
できないんですけども、御意見を申し上げたり、保存で困っていることにアドバイスし  
たり、あるいは美術館・博物館の寄贈・寄託という制度を持っていますので、そういうと  
ころを活用してもらって、受け入れるということも可能かだと思います。

それから、大きな内容の文化財データベースというのを目指される場所ではあると思  
うんですけども、地域においては、もう少し小さい範囲とか、あるいは個人情報も含ま  
れると思いますので、そういったデータバンク的なところの中心としての美術館・博物  
館というものもあるのかなと思います。当館の試みとしては、そのデータベースを使った中  
学校の授業なんかもやったことがあるんです。本物を見るということを経験的な目的として  
ほしいんですけども、ある程度、地域の文化財について、データのなものでも、教職員

の人たちと鑑賞教育ということで話し合ったり、学校の先生に対して、美術館が教育普及をするというような活動も徐々には効果が出ていると思います。

また、ワーキングの方で細かい話も出てくると思うんですが、美術館・博物館の役割と保護法、地域、公共団体との関わり、そして、民間団体の活躍をお願いするのはどういう在り方があるかというのは、また興味深いところだと思っております。

以上です。

【山本調査会長】      ありがとうございます。

自治体にとっては、博物館や美術館は一つの中心的な分かりやすい施設でもありますし、3の「その他」のところで、それをこれからどう書き込んでいくかということが重要になりますので、また展開していただきたいと思います。

では、原さん。

【原委員】      ありがとうございます。

今、皆様の御意見を聞いていて、少し私なりに付け加えておきたいなと思ったんです。藤井先生から、文化財は価値が加わっていくものだというお話があったんですけども、実際に自治体として保存活用計画をやっていくときに、必ず本質的価値というものをもう一度見直すという作業を行っているんです。そのときに、やはり文化財というものが生まれたときの価値と、継承されている歴史の中に文化財の価値が加わっている。だから、もう少し深めて言うと、指定されたときよりも、その後起こってきた地域の災害や事件の中で継承されてきていることがあるので、そうなってくると、そこにまた文化財的価値が生まれているんですね。

私が経験した中では、例えば、三宅島の噴火のときに、人々が文化財を持って逃げた。それで、戻ってきたといったら、これはあの噴火のときに持ち出して守った文化財なのよねというのが、もうそこに文化財の価値が生まれてきていると考えられるんです。

そうなったとすると、これから先も文化財というものは、価値がどんどん追加されていく。修理すれば、それでまた文化財の価値も増してまいりますし、そういった意味では、実際に価値が加わるということを考えると、今この中で一番言葉がないなと思ったのが、「調査」と「研究」がないなと思ったんです。

実際に、保存管理計画を作るときには、本質的価値をもう一度見直すためには、必死に学芸員が調査を開始し、歴史資料を眺めて、あるいは周辺の文化財そのものではなくて、関連する資料なんかも集めて、実際にこの地域においてどういう価値を持っているのかと

いうものの再検討を行っているというのが実態です。

そういった意味で、先ほど書かれていた未指定の文化財の調査だけではなく、指定された文化財に対する、さらなる本質的価値を求めた資料関係の調査や、そのものの調査も必要ですし、実際には、そこで行われてきた過去の人々の修理の履歴がものの中に隠れていることでもありますので、その材質調査や、修理と保存に関わる技術に関する調査も必要になってきますし、また、未来のためにその技術も調査、研究していかなくてはなりません。

また、昨今の環境の変化が著しいので、実際にこの環境でどうやっていったらいいのかという環境調査なんかも、修理のときには行われているのが実態なので、そういったことも重要なんだということをごまかに少し書いておいていただければなと思ったのが一つです。

そうやって守っていく人々の行為が、さらに文化財の価値を高めていくのだというのが、ある意味、立ち返って、文化財とは何かというところにも行くのではないかなと思った次第です。

それから、もう一つが、やはり文化財の行政職員の研修が私も気になりました。というのは、先週の金曜日に関東甲信越静岡ブロック文化・文化財行政主管課長会議というものが行政であって、ブロックごとに必ず年に何回か集まって、研究会と意見交換会をしているんですが、たまたま金曜日に私もそれに出ました。何より一番の話題は、職員の人材向上が一番の問題になっていました。ましてや、私もその一人だとは思いますが、バブル期の埋蔵文化財を一斉に雇い上げた職員が、もうそろそろお辞めになっているんです。あと10年もすると、ほとんどいなくなってしまうので、それをどうやって実際に補充するか。補充した職員が、20代、30代で、それが老練な50代の学芸員との実力の差があり過ぎるということで、非常に皆さん苦勞なさっていらっしゃるということを聞きました。

どうやら神奈川県さんが非常にいい研修制度を持ってやっているんですけども、なかなか一人、二人の職員のためにと言ったら変なんですけれども、市町村に本当にそのぐらいいし学芸員がいなくて、そのために大きな研修制度を持ってやるということが、少し難しいという市町村さん、中核都市もいらっしゃるんで、市の方々でしたけれども、そういうお話もありました。何らかの体系的な研修制度、あるいは県が持つべきなのかなというのも、少し実感として感じた次第です。

その中で、神奈川県さんはすごくよく考えられていて、今文化財行政の職員に必要な能

力は何ぞやということを、きちんと分析してやっていらっしやいました。実は、東京都も学芸職員学芸研究職人材育成方針というのを平成23年11月に立てておまして、その学芸員が取った専門分野を第1分野とするならば、第1分野のみならず、第2分野をきちんと取るというか、勉強するという目標を掲げています。

それと同時に、行政執行能力を高めるという研修もさせています。東京都の中で、行政をどうやってくみ上げて、実際に実行していくのかという研修も不可欠だと思っているのと、周辺法令研究をきちんと取らせるというのを持っているんです。神奈川県さんは、上手にできておりません。

その辺も、将来的には研修の体系というものをうまく書き込めればなど。法律に書き込むというわけではなくて、何らかの指針みたいなものを持って、研修をがっちりやるという基本方針、考え方みたいなところがうまく書ければ有り難いかなと思いました。

神奈川県さんはすごく立派なものを作っていらっしやるので、御参考になればと思った次第です。

以上です。

【山本調査会長】      ありがとうございます。

今、最後におっしゃったことは、恐らくこのレポートで言えば、「中長期的観点から検討すべき課題」のところを膨らせるというか、いろいろな重要な問題を盛り込んでいくということになると思いますので、またよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

【金野委員】      会長からも文化財の再定義を言っていただきました。私自身の中でも大体理解できました。要するに、書いてあることを見ると、文化財というのは、指定していないものを含めて文化財であるという定義が既にあって、そういう共通認識の下に議論されている。それが、文化財の政策、制度になると、建造物の場合、きれいに標本として直して展示をしましょうという政策になってしまうということですね。そこのところをどう改めるかという議論ではないか。

二つあると思うんですね。だから、定義としては未指定も含めた文化財なんですが、制度としては指定文化財の話をするわけです。では、指定していない文化財の制度や政策はなくてよいのかという、一つの大きなテーマがあります。

それと、指定文化財であっても、活用することで残せるものもあるはずなのに、それに取り組んでこなかった。これは、私は調査会の最初のころに、ある事例を挙げて申し上げ

ましたけれども、文化財に相当する物件なんだけれども、とにかくお金の問題で残せないから指定をしないという事態が起きるという矛盾ですね。二つあると思うんです。

そういうことをベースに、きょうの資料を振り返りますと、資料1と2と連動しておりますので、1の方でしゃべらせていただきます。2ページなどは、私にとってはうれしい、涙ぐましい資料で、2ページはこのとおりになっているのではないかなと。

3ページに、国指定、地方指定、未指定と、ちゃんと未指定のことを書いていただいているんです。私の個人的な感想で言うと、未指定はもっとエリアが大きいです。民家で文化財指定したものがそこに一つあると、その周辺に、私の粗っぽい試算ですけれども、それと似たもので、指定されていないものが300あります。これは、「類型の典型を指定」するのですから結果的にそうなりますよね。

でも、今300と私は申しましたが、それは現時点です。少し前まで500あったはずなんです。もっと前は1,000あったかもしれませんね。それが、数年後に200になり、100になり、ゼロになってもいいやというのが現在の制度設計なので、やはりそこは正さないといけない。300あってこそそのシンボリックな1でしょうということです。これは民家の数字で、寺社は外しての話です。

それで、4ページに行きますと、いろいろあるんですけれども、例えば右下の表で、急に未指定の肩身が狭くなっております。やはり制度の議論を始めると、どうしても指定物に話が寄ってまいります。

5ページに参りますと、登録の話が出てまいりまして、登録文化財というのは、私が申し上げました300分の1、1ではあまりだから2か3に増やしていこうという制度設計なので、やはりヒエラルキーを前提にした制度であります。

6ページに参りまして、保存活用という絵が出てくるんですが、この「活用」に出てくる「公開・展示」「本来の用途で利用」「新たな機能の付加」というのは、指定文化財の話でありまして、この時点から指定されていない文化財のお話は消えてしまいます。

7ページ以下、私が懸念している指定していない文化財は、制度化されていない。制度化しないというセレクトもあると思いますが、そこを曖昧にしているのはよくないですね。我々は制度化しないんだったら、民間ベースで勝手に事業計画を作って活用することで、残すというミッションを自らの使命としてやるわけですけれども、そういう新たな民の動きを取り込まなくて良いのか。行政の計画やビジョンと齟齬が出るかもしれない。そういうことでよいのかということです。

あと2点ほどお話しさせていただくと、文化財の価値はどんどん上がっていくということが今話題に出たんです。

我々の不動産事業としての古民家再生に今ファンドが来るようになったのは、出資する方が気が付いたんです。我々のアセットは、今1億円の試算が10年後は減価しない。増えている。150年前の古民家は、10年たつと160年前の古民家になるんですから、これは駅前の開発とは全然違うアセットなんです。そういうことを、開発の世界の人たちが認識し始めたということです。文化財の価値というのは、残しさえすれば、どんどん増えていくもので、これを失ってはいけないということが一つです。

それから、もう一点だけ。西村先生が言われたバッファゾーンの話は非常に重要で、実は篠山市は行政計画として、土地利用基本条例を作って、「歴史地区」なるものを4地区指定しています。その中にある指定文化財、指定されていない文化財を面的に一定の空間担保をする。それと、景観条例を組み合わせ、歴史地区のトータルの空間の質の形成を図る。もちろんうまく行っていないところもあるんですけども、図るということをやっています。

そういうものは、既に制度としてあるんだから、書いてあるように、既存のいろいろな制度と組み合わせて、こういう文化財、あるいは未指定のものを含めて活用することを制度設計をすればいいのではないかなと思います。

【山本調査会長】 今、金野さんのお話を聞きながら、昔、加藤周一さんが、町は100年そのまま置いておいたら歴史的遺産になるとどこかに書いていたのを思い出しました。なかなか難しいことですが、矢ヶ崎さん、どうぞ。

【矢ヶ崎委員】 ありがとうございます。本当に皆様方の御意見を拝聴していて、これから申し上げることを言わなければという意を強くした次第です。

まず、中間まとめのたたき台案ということで、資料2をお作りいただきまして、短い期間の中で、これだけしっかり骨格を固めてこられたのは、本当に作業は大変だったと思います。ありがとうございます。

その作業に敬意を表しつつ、やはり「検討の背景」のところに「文化財保護法改正も視野とした検討が要請された」という言葉がしっかり入っておりますので、その中間まとめとしては、項目的に「検討の背景」、そして、次の2で「改善方策」というところにジャンプしている感じがございます。できましたら、また作業を増やして申し訳ないんですけども、改正というものを考えなければいけないのは、何が変わってきているのか。今どき、

どういう価値を重要視しなければいけないのか。そして、これだけの委員の方々が集まって検討していながらも、なお課題として要検討の部分はどのようなものがあるのかということをもとめてくださる必要があろうかと思えます。要するに基本的な考え方の項目を入れるということです。この調査会が共有している基本的な考え方なり、方針なりといったところを、「検討の背景」の次に項目として入れていただくと、これは読む側が非常に理解しやすいのではないかと思います。

何を指してこの調査会はいろいろ頑張ってきているんだろうかというところを読み解くことにもなりますし、例えば、先ほど来から御指摘がございます、文化財の種類、性質によって扱いが違うんだということは共有されていることであります。それから、今、原委員から頂きたい言葉があつて、私も本当にそうだと思います。継承されてこそ価値が出てくるものもあるんだ。

観光の分野から言うと、人々が手を掛けて守り抜いてきたということ自体も、非常に価値が出てくるんですけれども、いろいろな価値の考え方もあるようなことも含めて、基本的な考え方なり、基本的な方針なりで、一つ項目を立てていただくと大変有り難いかなと思いました。

これが大きな構成のことなのですが、少し部分、部分のことを申し上げられればと思っております。

まず、「検討の背景」の中で、ポツの四つ目です。「一方で、文化財は」というところの記載は、大変重要な文章であると思っております。恐らく、これから肉付けをされたいということで、事務局の皆様も思っていらっしゃるのではないかなと思えます。と言いますのも、活用ということに関して、とにかく経済的な価値で収入を得るんだということは、昨今重要なんですが、それだけではないという御指摘がすごくあつて、そこを包括した、要するに活用とは何だろうかということに記載しているのはこの部分で、地域コミュニティの活性化に寄与するということをしっかりと活用がイメージできるように言葉を足していく必要があると思えます。

その場合、文化財に詳しい方々ばかりがこの中間まとめを読むわけではなくて、活用サイドの私などがいる観光の方々も軽い気持ちで読むんですね。軽い気持ちというのは、余り深い知識がなくて読むということです。何か活用できて、お金になるならいいのかも、みたいな感じで読む方々も少なくはないですね。そういう方々に対して、教育的な効果もあるんだ、地域にとって、こういうように重要なんだというよい例示も含めた形で少し書

いていただくと、金もうけのためだけではないんだよというところに、一つ重要なメッセージが来るかと思います。

それと、今申し上げたことと関連して、岩崎委員がおっしゃられた「ストーリー」という言葉が、分かりやすくいい言葉なんですけれども、とある少し大きめな都市で文化遺産の活用をどうしようみたいな現場に関わっていたときに、はっと思ったことがあります。

それは、地域にとって重要な史跡なんですけれども、そこに豊臣秀吉など、いろいろな武将が訪れている。そういう蓄積のあるものなんです。観光客に刺さるストーリーで言うと、ビッグネームを先に出した方がいいというストーリーの立て方をされるんですね。八幡太郎云々という謎めいたことではなくて、秀吉が来たということから始めようみたいな格好になっていってしまう。それは、恐らくこの「ストーリー」というのは、活用サイドの言葉であって、活用の前提となる整理をする段階から、「ストーリー」というのをかなり強く意識してしまうと取りこぼしが出てくる。体系的にしっかり整理した上で、誰に何を伝えていくかというときの言葉を「ストーリー」と言うのだと認識すると、観光サイドからは分かりやすいというか、余計なことをしなくていいかなということがあります。

それと、バランスという言葉が出てきておりますので、これも先ほど御指摘ありました。具体的にどこということではないんですが、PDCAサイクルをしっかりと回して、バランスが取れているのかどうかということで、「見直し」という言葉が出ていたと思います。実際に基本計画、その下で、恐らくアクションプログラムなんかが策定されていくと思うんですけども、これをしっかりと見直す体制を作ってくださいというのも、すごく重要なメッセージではないかなと思いました。それを地域がしっかりと自立的に回すということだと思うんです。

では、国は何をやるのかというところも、もう少し明確に書けたらいいかなと思っているんですが、私はまだそこに知恵がなくて、もう少しインセンティブがあった方が元気が出るかなと思います。でも、そのインセンティブも重要なんですけれども、国にやっていただきたい最も重要なのは、やはり人材育成であると思います。人材育成を通じて、日本全国に一定のレベル感を持たせ、人材育成を通じて品質保証するという観点を持っていたら、すごくいいかなと思いました。

あと、短く2点であります。3ページのところに「計画策定手続き」という項がございますので、その2段落目に「協議会には」ということで、地域で入っていただいたらいいなという方々、構成員の例示がなされております。その中で、「観光協会」と書いていただいでい

て、これは観光協会も否定するものではないんですけども、地域で今、力が弱くなってきている現状がございまして、これまでの観光協会さんのやり方を乗り越えてDMOを作ろうという論調が大変強くなってきております。

「観光協会」という言葉でなくて、「観光関連団体」等、そういう言葉でも構わないと思いますし、特に活用の場面になりますと、国際会議等のユニークベニューで使ってほしいとなりますと、これは観光協会さんの担当ではなくて、コンベンション・ビューローとか、そういう別の組織になってくるので、それを包括するような言葉がいいかなと思いました。

そして、最後に5ページのところです。これも、岩崎委員からの御指摘にかぶせるような形なんですけど、首長部局でも担当できるような裁量性の向上は重要です。これは、そのとおりだと思います。ただ、一方で、観光の方で特に顕著に見られるんですが、観光政策こそ、観光のターゲットややり方が、首長が代わるところと変わることがあります。

最近も、どことは言いません。日本で一番大きな自治体さんで、ブランドの推進の仕方が、やはり方向転換なされたりとかもします。それは、悪いことではない。必要なことかと思いますが、客観的に見て、首長部局というものの性格がありますので、ここに言葉を足すとしたら、やはりPDCAを伴って、長期的な取組が担保されるような体制を考えてほしいということかなと思います。

長くなりまして申し訳ありません。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

時間もそろそろなくなりましたが、では、亀井先生、中川先生と二人。

【亀井委員】 受け止め方がいろいろあると思うんですけども、「ストーリー」という言葉自身が、かなり人によって違うと思うんですね。私がふと思いましたのは、昔、「歴史的文脈」という言葉を使ったんです。西村先生も、多分記憶があると思います。その方がうまく収まるのかなという気はしますよね。少しお考えいただければと思います。

【山本調査会長】 はい。では、中川さん。

【中川委員】 議論になっているように、この案の中で、保存活用に係る基本計画というものが、今回の改正の大きな柱になるんだろうと思うんです。その評価ですよ。どういうものが評価されるのか。

それで、たたき台を見ると、積極的に、主体的に自治体が関わって計画を立てるんだということしか書いていないので、実際にどういうものが基本計画として文化庁が評価するものなのかということが書かれていないと分かりにくい。

それから、未指定の文化財の問題。地方における基本計画の中に未指定文化財を盛り込むことはできると思いますが、そうなると、爆発的というか、物すごく保存・活用の対象が増えてしまいますよね。そのときにどうするかという問題です。一つ御紹介しておきたいんですけども、今、京都市で、「京町家の保全及び継承に関する条例」というのを議論しています。これは、画期的なんです。京町家の所有者が、京町家を壊すときには、1年前に届出をしろというんですね。しかも、届出しなかったら罰則があるという、かなり大胆なことを今やろうとしているんですね。これは、もちろん賛否あります。罰則規定や罰金まで設けるといふところまで踏み込んでいるんですね。

それで、京都市としては、1年間というのを猶予期間にして、壊すと所有者が思ったときから、どういう支援ができるかという支援のメニューをいろいろ提供して、何とか残してもらおうという方向に持っていきたいということなんですね。今、京都の町家は4万7,000軒ぐらいあるんですけども、それを全部保護の対象として直接的な支援を講じるということは、実質できないわけです。京町家は一部を除いて、そのほとんどが未指定建造物です。

だけど、京町家というのは、京都の町の景観の基盤を構成しているものだから一番重要なものですので、未指定であったとしても保全に対する何らかの策が必要だろうということで、こういう大胆な方法で規制しようという話になっているんですね。

これは、現時点ではいいか、悪いか判断は分かれるかもしれませんが、しかし、保存活用の基本計画と言って、専門家や地権者などいろいろな人が集まれば何かできますよというイメージだけではだめなのです。つまり、具体的に保存活用に係る基本計画とはこういうものです。こういうものが評価されるんです。未指定のものを含めて、こういうふうにやればできますよというような具体的な方策を考えてもらって、それをどのように評価するかという、計画の評価指標を示すことが、一番問われるのではないかと思います。

そして、もう一つ。たたき台には人材組織の位置付けについてあります。これは、いろいろ御意見がもう既に出ていますけれども、未指定も含まれるなどとして爆発的に保存しなければいけない対象が増えたときに、その事業をすべて自治体主導でやっていくというのは、難しいところが出てくるのではないかと思いますよね。実際に京都でも、町家ですと、京町家再生研究会とか、いろいろ組織が出てきて、NPOもたくさん組織され、彼らが主体的に自主的にやっている保全事業もけっこうあります。

たたき台では、単に外部の組織や人材と連携して自治体がやっていくという書き方になっているけれども、外部の組織が主体的になってやることに、自治体がそれを認可するな

り、指導するなりというやり方もあり得るのではないかなと。というか、そうしていかないと、急激に増えることになる文化財の保存・活用に対応できないことになると思います。もちろん、今回の案の中では、文化財として未指定を文化財と言うかという問題はありますが。

以上です。

【山本調査会長】 はい。では、藤井先生。

【藤井委員】 大変具体的な話になってきましたので、建築系の話を少し申し上げます。未指定の建物でいい建物は、京都も何万棟、日本じゅうで何万棟かよく分かりませんが、最初に登録文化財の制度ができたときに、団体が「10万棟を目指して」というシンポジウムを開いたんですが、私はそれは反対で、100万棟ならば乗るという話をその頃したんです。

一番問題なのは、全ての建物は、基本的に建築基準法と消防法にカバーされております。ですから、修理をしたときに、全部それに引っ掛かってきます。文化財に指定されているものだけが、その適用除外になるんですね。だから、守れないということなんです。

そうすると、ここで描いた仕組みをほかの法律との兼ね合いで守れないものがいっぱいあるので、そこを早めにクリアしてもらわないと、現実的にはとてもできない。だから、建築は物すごくハードルが高いですよ。実はできない。

そうすると、みんなどうすればいいかということ、市指定とか、指定物件にどんどんしていったら、適用除外にしていくしか方法がないということ。法律との兼ね合いを考えていただくことができるかどうかは分からないんですが。

【山本調査会長】 よろしいでしょうか。

では、金野さん、どうぞ。

【金野委員】 今回の点についてだけ。自治体が条例でそれをローカルルールとして作る制度は、今できています。それに取り組んでいる自治体は非常に少ない状況です。実例も少ない状況です。

それから、我々は実際に、そういう未指定のものを随分活用しています。実際、建築基準法、消防法、旅館業法など、難渋してきましたが、ここに来て、政府も大きく動いていただいて、規制緩和などを実現していますので、現行でできることが相当幅が増えております。

国土交通省の方でも、昭和25年の建築基準法制定以前の建築物、これは、今までは既存

不適格物件と言われていたんですけれども、悪者みたいな名前なんですけど、実は、何百年も地震に揺らぎもせずにはっきり建っている民家もあるわけです。そういう法律以前のものに対する建築基準の制定の作業をしていただいていると聞いていますので、先生の言われた点は、少し改善の道は見えている部分もあるかなと思います。

【藤井委員】 まさにそのとおりなんですけれども、非常に細々とした状態で、ごく一部の関係者は、これが使えると思っているんですけれども、実は、まだほとんど有効に機能していないんですね。

【金野委員】 おっしゃるとおりです。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

時間にもなりましたので、そろそろ閉じたいと思います。

きょうも非常に白熱したと言いましょか、重要な論点、さらに発展した論点を出していただきました。私も聞きながら考えると、やはり先ほども出たんですけれども、今日の文化財問題、あるいは文化財保護行政の今日的テキストと言いましょか、そういうものを作るというか、そういうレポートにしていく必要があるのではないかなと。そう考えると、何人かの御意見がありましたけれども、そこには文化財の再定義も入りますし、文化財保護行政の再定義も入るし、保護活用の再定義も入る。

そうすると、これまでの文化財行政のトレースも、きっと一定必要で、今の必要から始まったことなんですけれども、少し歴史的な総括も加えていただいて、その点では、各委員の先生方、いろいろ知見をお持ちですので、その点について、先ほど「歴史的文脈」というお話もありましたけれども、そういうお知恵も含めて寄せていたことが、このレポートを充実したものにするのではないかなと改めて思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、もう一つは、やはり行政なんですけれども、西村先生の御発言にもありましたが、市民社会がどう積極的に加わっていけるかということが非常に新しいステージのテーマであると思います。その点も教育委員会がいいのか、首長部局がいいのかということも、どのように住民が参加して、市民がちゃんとチェック、コントロールしていく仕組みがあるかということが最も肝要なことかとも思います。そんなことも含めて、現段階での行政のこれまでの総括と今後の課題みたいなものを組み込んでいただくことも課題かなと思って聞いておりました。

また、そういうお知恵も含めまして、改めて知見につきましては、メール等で事務局にお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、きょうの議論は打ち切りますので、事務局、よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日はどうもありがとうございました。

まず、次回の日程ですけれども、8月23日、水曜日の午後2時から午後4時まで、場所は本日と同じくこの会議室で開催いたします。

詳細につきましては、追ってメールで御連絡させていただきます。

また、本日の会議の中でも、お時間の制約の中で御発言頂けなかった御意見等あるかと存じますし、また、本日の議論を踏まえて、いろいろと御指導頂ければと思っております。次の会議に向けまして、また中間まとめの形にさせていただきます都合上、もし可能でしたら、こういったことを追加してほしいとか、先ほどの改めでの定義といったことで、こういうことを書いていったらいいのではないかとといったことに関しまして、できれば1週間後の8月9日、来週水曜日ぐらいまでに、一度事務局までメールでお寄せいただければと思います。

【山本調査会長】 それでは、今回は8月23日ということで、非常に精力的な会議なんですけれども、事務局はお盆にも宿題をこなさなくてはいけないという負担を掛けますけれども、無事にお盆を過ごしていただきますようにお祈りします。

23日、またディスカッションしたいと思います。どうぞよろしく願います。

では、終わります。ありがとうございました。

— 了 —